

○潟上市立学校管理規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第8号

(休業日等)

第3条 学校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 春季休業日 4月1日から起算して4日間（前号に規定する日を除く。）及び3月22日から3月31日まで
  - (4) 夏季休業日 7月23日から8月23日まで
  - (5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日
  - (6) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月13日まで
  - (7) 開校記念日
  - (8) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ潟上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出た日
- 2 前項第3号から第6号までは、校長があらかじめ教育委員会に届け出て、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は休業日と授業日を振り替えることができる。
- 4 第1項第4号及び第6号に規定する期間中において学校閉庁日（学校を閉庁し、全ての学校業務（部活動を含む。）を行わない日をいう。）を定めるものとし、その期間は、教育委員会が別に定める。